

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託仕様書

1 業務名

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務目的

本業務は、市制施行100周年を迎える令和6年に、首都圏において郡山のファンの繋がりを生み出し、新たなファンを獲得するイベントを開催し、郡山市の魅力を幅広く発信することで、イメージや認知度の向上及び関係人口の創出に繋げ、来訪契機や市製品の消費を生み出すとともに、原子力災害に起因する風評の払しょくを図ることを目的とする。

4 業務の方向性とこれまでの経過

(1) ターゲット

本業務のメインターゲットは、首都圏在住の20代から30代までとするが、イベント開催においては、その限りではなく、新たなファン層の獲得に向け広く集客すること。

(2) 方針

本業務は、風評払しょくを狙いとした福島県外の住民に対する情報発信やイベント開催等の支援を目的とした復興庁の地域情報発信交付金を活用し実施するものである。

令和4年度は、ターゲットに対するアンケートの実施、アンケート結果を踏まえた滞在イメージ動画の制作及び動画の周知広報を通じたイメージアッププロモーションを実施した。

令和5年度は、それらを踏まえた新たな動画を制作し、その動画内の出来事を体験するツアーを企画・運営し、参加者に自らのSNSで発信してもらった。

令和6年度は、首都圏に向け情報発信を行う特設ランディングページを制作するとともに、首都圏におけるイベントを開催し、本市のファンの獲得を目指す。

【これまでの制作物】

(参考1) 令和4年度制作動画「人生（たび）の途中」

<https://www.youtube.com/watch?v=mwccdZ8u7Lw&t=122s>

(参考2) 令和4年度アンケート結果

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/45/73171.html>

(参考3) 令和5年度制作動画(2本)

「知る・見る・食べる Trip ～Vol.1～」

<https://www.youtube.com/watch?v=iNKBmJZIOVM&t=77s>

「知る・見る・食べる Trip ～Vol.2～」

https://www.youtube.com/watch?v=rjZlvntAJ_o&t=216s

(参考4)各種アカウント

(ア) Instagram アカウント (funfan.koriyama)

(イ) YouTube アカウント (Fun Fan Koriyama)

(ウ) X アカウント (@funfan_koriyama)

5 業務内容

(1) 首都圏でのイベント(KORIYAMA100周年ファンミーティング)の企画・運営

ア 多くの来場者が見込める会場を選定し、イベント開催時期は10月とする。

イ 実施に際し、必要となる物品や人材を調達・手配し、当日の運営に当たること。

ウ イベントは、1日開催とし、その中で本市の魅力を感じられるコンテンツを複数実施すること。

エ コンテンツの1つは、本市 SNS のフォロワーを獲得することを狙いとする。

オ 実施する場所やコンテンツにより生じる関係各所への事務手続き等も受注者が行うこと。

カ 本市の事業者と来場者が販売や試食、体験等を通じ、交流できる仕組みを取り入れること。また、事業者が参加しやすいように送料や交通費についても考慮すること。

キ 会場内の様子を配信できるカメラを設置すること。

ク マイク等が使用できる簡易的なステージを用意すること。

ケ 悪天候時も実施可能な場所を使用するか、そうでない場合は悪天候時に備えた対策等を講ずること。

コ 来場者へのアンケートなどを実施し、本イベントの効果測定に用いること。

サ 本イベントにおいて、本市の100周年記念事業で委嘱する「こおりやまプロモーションアンバサダー」(以下、アンバサダーという。)3名のお披露目を想定しているため、「こおりやまプロモーションアンバサダー創出活用業務委託」受託事業者との連携を図ること。

なお、本イベントのアンバサダーに係る交通費等の諸経費は、本業務の対象外とする。

(2) 特設ランディングページの開設

ア 首都圏向けの情報を集約するランディングページを作成すること。

イ ランディングページでは、本事業で実施するイベントの開催情報に加えて、郡山

市のイベント出展や観光スポット等の県外住民向けの旬の情報が更新できる仕様とすること。

ウ 写真やビジュアルイメージを効果的に活用するとともに、本市公式ウェブサイト等へのリンクも使用し、本市に興味がある視聴者が見やすいページ構成とすること。

エ SNS サービス（Instagram、X 等）と容易に連動し、投稿やシェアされるような仕組みを取り入れること。

オ ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティに配慮した構成とすること。

カ パソコンの他、スマートフォンやタブレット端末等、マルチデバイスでの利用対応とすること。

キ できるだけ多くのウェブブラウザ及びバージョンで操作できるよう配慮すること。

ク ページの訪問者数、滞在時間やビュー数等、効果測定を図るためのアクセス解析を行えること。

(3) ターゲット等に対する効果的な情報発信

ア 本業務で実施するイベントについて、集客に効果的と思われる情報発信手法を検討し、2つ以上実施すること。（例、他の首都圏イベントへの出店による告知、フライヤーの制作・配布、SNS 広告等）

イ ア以外に本業務の契約から履行期間終了まで、ターゲットに対し、その都度波及効果が高い手法を用いて、情報発信をすること。発信の一例として4で提示した Instagram アカウントの投稿内容を参照すること。

ウ 本市への来訪契機となる効果的なプロモーションが行えるよう発信方法を十分に検討し、本市と協議の上決定すること。

エ SNS を用いた広報においては、市公式アカウント並びに令和4年度に本業務で立ち上げた各種アカウント「Fun Fan Koriyama」を使用することができる。

オ その他、メディアに対してのリリースについても検討し、効果的と思われるものについて実施すること。（PRTIMES については、本市で別途契約をしているため発信手法からは除く。）

(4) その他の企画提案

上記(1)～(3)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

6 報告書及び成果品の提出

(1) 5 (1)～(4)に関する実施報告書

- (2) 提案後採用された成果品
- (3) その他、各種成果品データ

7 成果品の納期

令和7年3月31日(月)までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ部国際政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 業務体制等

- (1) イベントの実施に当たっては、会場管理者との事前打ち合わせや現地確認を適宜行い、イベントの開催に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、来場者の安全確保を徹底すること。
- (2) イベント内で体験、ワークショップ等を行う際には、参加者への必要な安全対策を講じること。
- (3) イベントに参加する事業者等への説明及び連絡調整を行い、イベント運営に係るマネジメントを行うこと。
- (4) 受注者は、業務従事者が急病等で予定した業務に従事できない場合は、同等以上の能力を有する代替要員を手配する等の措置をとり、本業務実施に支障がないように対応すること。

10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、個人情報保護法等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に

損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。

(9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。